

ニーズ2 『休職中の収入が気になるあなたへ』

①【前編】収入を補う

- 会社経由で手続き
 - 有給休暇
 - 年次有給休暇（残 日・半日単位・時間単位）
 - 病気休暇（有 → 有給・無給、 日 ・ 無 ）
 - 失効年休積立制度（有 → 残 日・無 ）
 - 傷病手当金（健康保険）
 - 制度別コンテンツ「健康保険③④ 傷病手当金（前・後編）」の動画へ
 - GLTD（団体長期障害所得補償保険）（有 ・ 無 ）
- 自己のリソース
 - 民間加入の保険（→ 保険証券、保障内容の確認）
（参考にどうぞ）国立がん研究センター「がん情報サービス」
制度やサービスを知る > がんとお金 > 民間保険の仕組み
https://ganjoho.jp/public/institution/backup/private_insurance.html
- 働きにくさが長期にわたり定着したとき
 - 障害年金（後日、新たな動画で取り上げる予定）
- その他の公的制度
 - 生活保護（自治体の保護課）
 - （参考情報）家計相談支援事業
「自立支援相談」 + 「(自治体名)」で検索
（似たような民間サービスもあるため、自治体のHPで施設名と場所をチェック！）
 - 無利子の福祉貸付（自治体の社会福祉協議会）



健康保険③「傷病手当金・前編」

～ 傷病手当金の概要 ～

- 支給要件
 - 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
 - 仕事に就くことができないこと
 - 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
 - 休業した期間について給与の支払いがないこと

- 待期期間の考え方

- 支給額はどれくらい？
 - 一日あたりの支給額を算出 → 「標準報酬月額平均額」 ÷ 30日 × 2/3

- 支給期間はどれくらい？
 - 支給開始日から通算して1年6ヶ月

- 注意事項
 - 健康保険に加入している本人が対象（被扶養者は対象外）
 - 市町村の国民健康保険には基本的にこの制度がない
 - 健康保険組合によっては付加給付がある場合もある → ニーズ別動画2参照
 - 原則として同じ病気に対して一回の支給
 - 傷病手当金受給中、社会保険料免除はない

健康保険④「傷病手当金・後編」

～ 傷病手当金の手続き ～

- 申請方法・書類
 - 申請者：被保険者（患者）本人

 - 申請書類：「被保険者本人」「事業主」「療養担当者」の3者が様式に記入
→保険者ごとに様式が異なる
 - 申請タイミング：職場の給与締日単位

 - 時効：2年

- 資格喪失後の継続受給（継続受給のための5つの要件）
 - 退職日までに1年以上継続して被保険者であること

 - 退職日の時点で現に傷病手当金を受けているか、受けられる状態であること

 - 失業給付を受けていないこと

 - 同一の傷病により、退職後も引き続き療養のために労務不能であること

 - 労務不能期間が継続していること